

国立銀行についての一考察

—大分第二十三、中津第七十八、佐伯第百九国立銀行の場合—

成 田 勝

一

明治九年八月「金禄公債証書発行条例」が制定され、同時に「国立銀行条例」が改正された。この改正条例によつて、資本金の法定限度額が人口一〇万未満の地で一〇万円から一〇万円に、また銀行紙幣の発行は資本金の六〇パーセントから八〇パーセントへとその限度が拡大され、正貨準備を政府紙幣準備に改めるなどの緩和措置がはかられ、各地に国立銀行が設立されることになった。

当初の条例では、国立銀行に紙幣発行権を与えたものの、正貨兌換を要求されたときにはこれに応じなければならなかつたため、銀行の働きも自然に渋りがちで、はかばかしくなかつた。しかし条例の改正によつて、国立銀行紙幣は政府紙幣と引換えるだけで、政府はこれを自らの責任で正貨と兌換することとした。これによつて国立銀行の運営は非常に便利になつたわけである。⁽¹⁾

国立銀行（株式組織による民間銀行）は「為替・両替・約定為替・荷為替・預り金その他引き請け貸借、または引当物を取つて貸金をなし、貸借証書その他の諸証券及び貨幣地金の取引を以て営業の本務」と規定、「殖産興業」のために金融の円滑

化をはかることを目的とした。そのためには、不換紙幣である政府紙幣にかえてさらに兌換銀行券を発行させ、兌換制度を確立しなければならなかつた。

十五年六月には「日本銀行条例」が制定され、翌十六年五月、國立銀行条例が改正されて、國立銀行による銀行券の発行が停止され、十七年七月から日本銀行において銀貨兌換の銀行券が発行されるようになって、ここにわが國唯一つの發券銀行により、銀本位の兌換制度が発足するのである。

さて県下では十年十一月、大分に第二十三國立銀行が開業、その一年後には中津第七十八國立銀行が、また翌十二年一月には佐伯第百九國立銀行が開業した。

以下この小論では、たまたま見ることのできた明治十五年下半期の実際報告によつて、これら三つの國立銀行の經營の一端をうかがうこととした。もつともこの時期は大分第二十三の開業からようやく五年後にあたり、中津第七十八、佐伯第百九ともども創業の段階で、それぞれの特色を知るには無理があるが、また一面では、この段階で基本的な骨格の形成をみることができるのである。

なお旧臼杵藩士族によって、明治十一年十二月東京に資本金三〇万円で第百十九國立銀行が設立され、十五年からその臼杵支店が営業を始めている。同行は十八年五月幽館第百四十九國立銀行を吸収合併し、三十年一月に満期解散した。⁽³⁾

注

- (1) 矢野竜溪著『安田善次郎伝』（中公文庫）
- (2) 大分第二十三國立銀行第十一回半季実際報告は田舎新報明治十六年二月十四日、中津第七十八國立銀行第九回半季実際報告は同一月三十一日、佐伯第百九國立銀行第八回半季実際報告は同二月二十四日に公表されている。
- (3) 朝倉孝吉著『明治前期日本金融構造史』
- なお佐藤咸太郎著『臼杵町史』では明治十八年に三菱会社に売却、としている。

大分第二十三国立銀行の貸借対照表⁽¹⁾（表二）についてみると、株金（資本金）は当初五万円であったが十一年十二月に一五万円を増資して二〇万円となっており、三行中もつとも大きい。これは同年九月から十月にかけて本県関係の金銭公債が交付されたことによるものとおもわれる。⁽²⁾

大分第二十三国立銀行は幸松雄三郎・中尾義三郎・長野善五郎ら旧府内藩の御用商人の手になるもので、これに旧士族が参画しており、頭取は十五年末まで幸松で、十六年一月から磯辺八郎治（鶴崎在住の旧熊本藩士族）に替っている。

つぎに最大の特長は、御用預金（官公預金）の額が大きく、預金（人民預金）の二倍をこえていることである。当時政府は国立銀行を保

表1 大分第23国立銀行第11回半季実際報告
(明治15・7・1~15・12・31)

借 方	貸 方
株 金 200,000.000	諸 公 債 証 書 259,217.511
積 立 金 13,490.000	有 高 紙 幣 381.000
別 段 積 立 金 5,500.000	貸 付 金 131,974.000
本 社 紙 幣 請 取 高 144,000.000	當 座 預 金 貸 越 73,468.105
御 用 当 座 預 金 116,933.567	當 所 代 金 取 立 手 形 712.000
御 用 定 期 預 金 3,100.224	証 券 印 紙 120.255
御 用 通 知 預 金 12,781.520	他 店 へ 貸 55,131.970
御 用 約 定 預 金 290.000	地 所 家 作 土 蔵 3,649.677
御 用 仕 払 銀 行 手 形 1,581.553	地 金 銀 55.330
定 期 預 金 1,967.443	金 銀 有 高 87,735.829
當 座 預 金 12,647.566	
約 束 預 金 36,986.490	
貯 蓄 預 金 3,618.030	
振 出 手 形 963.211	
仕 払 銀 行 手 形 358.278	
他 店 ヨ リ 借 34,053.398	
前 半 季 利 益 金 22,596.235	
前 半 季 繰 越 高 1,578.162	
總 計 612,445.677	總 計 612,445.677

護助長するため官公資金を預託させ、國立銀行ではこの無利子の金を運用することによって相應の利子をとり、營業をすすめることができたのである。「官府の遊金は大利を得べき好箇の一大財源」であった。⁽³⁾

このことから同行については官金取り扱いの県金庫としての性格が明らかである。
なお貸方をみると、貸付金と当座預金貸越との合計額は人

民預金の三・七倍をこえる貸し越しで、いわゆるオーバー・ローンとなっている。他店との貸借はかなりの額となつてゐるが、手形（代金取扱手形、すなわち割引手形）の利用はわずかであり、このような実態から、当時の大分第二十三国立銀行は本来の銀行業というより、城下町に設立されていた銀行類似会社同様、貸金業をおこなつていたとみることができ
⁽⁴⁾
⁽⁵⁾。

中津第七十八国立銀行の貸借対照表（表二）についてみると、人民預金が御用預金をこえており、また他店との為替尻貸借が大きいこと、割引手形の額が大きいことなど、大分第二十三国立銀行にくらべ銀行本来の営業活動がみられる。

当時の中津の諸会社についてみると、貸金業には天保義社（明治四、資本金三万円）・日融新社（明一四、資本金三万四九二円）・保永会社（明一四、資本金四六〇〇円）・昌興社（明一三、資本金九〇〇〇円）・協心社（明一三、資本金

表2 中津第78国立銀行第9回半季実際報告

（明治15・7・1～15・12・31）

借 方		貸 方	
御用当座項金	円 29,301.231	諸公債証書	円 99,638.996
御用仕払銀行手形	6,704.706	損札交換	900.000
発行紙幣	64,000.000	貸付金	58,723.685
定期並ニ当座預金	796.522	当座預金貸越	7,185.000
約定領金	39,088.253	当所割引手形	2,500.000
貯蓄預金	2,177.446	公債証書買入元	1,269.024
仕払銀行手形	250.545	創業入費	400.511
他店ヨリ為換尻借り	1,151.513	他店へ為換尻貸シ	13,221.934
株金	80,000.000	雑勘定	155.618
積立金	4,883.433	所有物代価	606.141
当半季利益金	10,018.885	金銀勘定	54,419.390
前半季繰越金	647.765		
総 計	239,020.299	総 計	239,020.299

五〇〇円)などの銀行類似会社があり、雑商に雙立会社(明一四、資本金一七〇円)・満留屋会社(明一三、資本金五七〇円)・鶴屋会社(明九、資本金一万円)・協力商社(明一三、資本金一四二〇円)・松見屋会社(明一四、資本金一〇〇〇円)・高明社(明一四、資本金三、〇〇〇円)・加登屋商社(明一四、一〇〇〇円)・盛行商社(明一四、資本金一〇〇〇円)・共働商社(明一四、資本金七五〇円)・和栄商社(明一四、資本金六〇五五円)・松屋商社⁽⁶⁾(明一四、資本金六〇〇〇円)などがある。養蚕製糸業に末広会社(明一二、資本金一万五〇〇八円)・山国会社(明一四、資本金七〇〇円)などがある。⁽⁷⁾⁽⁸⁾以上にみると、一、二の例外をのぞき、大部分が明治十一年以後に設立されており、ことに十四年設立のものが最も多い。これは西南戦争が終り、維新政府の基礎が確立され、ようやく士族就産事業がその緒についたことを示している。

表3 佐伯第109国立銀行第8回半季実際報告

(明治15・7・1~15・12・31)

借 方		貸 方	
御用当座預金	1,065.234	諸公債証書	50,149.890
御用定期預金	800.000	本社紙幣現有高	65.000
本社紙幣請取高	40,000.000	貸付金	42,403.000
定期預金	733.250	滞貸付金	300.000
当座預金	3,149.596	当座預金貸越	11,430.000
約定期預金	2,519.323	印界紙買入元金	18.888
貯蓄預金	247.002	他店へ貸	6,554.309
支払銀行手形	207.000	創業入費	1,950.000
他店ヨリ借	8,916.267	所有物代価	400.000
株金	60,000.000	地銀	36.000
積立金	2,900.000	金銀有高	13,361.887
別段積立金	650.400		
滞貸準備	300.000		
当半季利益金	5,098.748		
前半季繰越高	82.154		
総計	126,668.974	総計	126,668.974

にわかつて活発となつたものといえる。

なお貸付金が人民預金の一・六倍とオーバー・ローンになつてゐるもの公債証券の保有高が大きいところからみると、貸し付けをコントロールしながら、確実な利付債券の買い入れや金銀の買い増しによって資金の運用をはかったのである。佐伯第百九国立銀行の貸借対照表（表三）についてみると、御用預金、人民預金とも額が小さく、これに反して貸付金は人民預金の八・一倍をこえる著しいオーバー・ローンとなっており、本来ならば預金のかたちで還流してくるはずであるが、それがみられないところから、貸付金は専ら借受人の生活資金に廻つたものとみえる。その意味では高利貸的貸金業をいとなんでいたといえる。

当時の佐伯村には、貸金業として合抱社（明一三、資本金一万四〇〇〇円）・慶社（明一三、資本金一万三〇〇〇円）・共立社（明一三、資本金五〇〇〇円）などの銀行類似会社があり、二十六年七月の普通銀行条例施行後、それぞれ合抱株式会社有慶銀行、佐伯共融株式会社として私立銀行となるのである。

佐伯第百九国立銀行は三十一年十一月、株式会社第百九銀行として継続するが、大正元年十二月に破産、その後地元政・財界有志の手によって再建され同六年六月に営業を再開、昭和十五年に大分合同銀行に吸収合併された。

なお士族就産事業としては紅茶製造にとりくんだ純治社（明一四、資本金二九六六円五〇銭）があつた。同社の古賀直衛はこの事業のために、二五七四円の拝借金をうけているが、紅茶の生産額は二十二年四五九貫、二十三年一四六六貫とこれがピクで、二十四年以降は佐伯地方だけでなく、全県的にも急激に落ち込んでいる。紅茶製造は失敗に帰したのである。

古賀直衛は佐伯第百九国立銀行の頭取をつとめ、二十二年四月佐伯町発足の際初代町長に就任している。

佐伯での銀行類似会社以外の士族による事業としては、協力社（明一四、資本金六〇〇円）・共栄社（明一四、資本金五〇円）などの「雑商」がみられる程度で、その後發展はしていない。その意味で佐伯第百九国立銀行が地域の殖産興業に、どれほど寄与したかは疑問である。

- (1) 貸借対照表の勘定科目が現行とは逆になっている。
- (2) 旧府内藩士族三〇〇人に一七万七三一五円、鶴崎在住の旧熊本藩士族五九三人に三一万三一五円の金禄公債が交付された（『田舎新報』明治一一・一〇・一一）。金禄公債は十一年七月に発行が開始され、同年九月九日からその書入れ、質入れ、売買が解禁になった。
- (3) 矢野竜溪著前掲書
- (4) 銀行類似会社の設立は明治十一年一三社、十二年三〇社、十三年二二社、十四年二二社などとなっており、旧田杵藩に多い。
- (5) (6) 大分第二十三国立銀行は「国立銀行營業満期特別処分法」によって三十年に株式会社第二十三銀行となり、昭和二年に大分銀行と合併して大分合同銀行、二十八年に大分銀行と改称されて現在にいたっている。
和田克太郎らによる土族就産のための團扇製造会社（広池千九郎著『中津歴史』）
- (7) (8) 明治十四年三月、末広会社では資本をくいつぶして倒産寸前の際に同社の岩田繁穂が政府に起業金（拝借金）を願い出、九、四一八円が交付されている。以後和田弥六郎が責任者となり、再建にあたった。（広池千九郎前掲書）
明治十四年大分県第五回年報
- (9) 中津第七十八国立銀行は、二十一年五月八王子に移転し、同行の中津支店となり、これは二十三年十月大分第二十三に吸収合併され同行の中津支店となつた。
- (10) 明治二十三年大分県統計書

三

以上県内三国立銀行の十五年下期貸借対照表についてひとつの考察を試みたが、その本来の業務である銀行紙幣の発行につ

いてみると、さきにものべたように十六年五月に国立銀行条例の改正があり、営業期間が免許後一〇か年に制限され、十七年以後銀行紙幣の発行は停止されて、逐次消却されていく。その推移を年次別にまとめたのが表四である。

すでに十四年十月には松方正義が大蔵卿に就任して西南戦争以後のインフレーションの收拾と兌換制度の確立へ向けて動き出しており、現に十七年から銀行紙幣の引き揚げがはじまるのである。

十五年一月二十一日の田舎新報は、「金融の濫塞」（金づまり）について「紙幣の消却に充つべき資金を以て、物産の保護獎励に転用さるるの説、廟議（閣議）を動かさんとするの勢ひあり」とのべている。景気後退をみこしての先行き不安から、

紙幣の消却は容易なことではなかつたものとおもわれる。

また『中津歴史』は「明治十五年以降戸口漸々減少し、商業萎微、人心振ハズ、土地衰微ノ嘆声四方ニ發スルニ至レリ」と極めて悲観的な見方をしており、松方デフレ

政策が早くも一地方都市に浸透してきている。

中津第七十八国立銀行は二十一年五月、八王子の豪商に買収されて移転、中津は支店として残され、このとき資本金が五万円となつていて、⁽¹⁾

当初の八万円から三万円の減となつたわけである。

支店の資本金というのは特異な例であるが、これは恐らく第七十八国立銀行の名義で本店だけが移転し、中津支店は実質的には資本金五万円の独立の銀行として、役員をはじめ、資産・負債を引き継ぎ、そのまま運営を続けたのではあるまい

表4 銀行紙幣の流通高

年次	総計	第23 国立銀行	第78 国立銀行	第109 国立銀行
明 15	248,000	144,000	64,000	40,000
16	248,000	144,000	64,000	40,000
17	242,624	140,878	62,613	39,133
18	242,624	140,878	62,613	39,133
19	230,477	133,820	59,481	37,176
20	223,631	129,793	57,686	36,152
21	160,505	125,612	—	34,893

(単位：%)

年次	第23 国立銀行	第78 国立銀行	第109 国立銀行
明 16	75.6	87.0	47.0
17	68.8	55.2	48.6
18	76.9	40.6	58.5
19	79.6	57.1	52.0
20	74.3	73.0	47.0

表5 為替金に占める官金の割合

か。しかし支店であるために、表四の銀行紙幣の流通高について記載をしなかったのである。

なおこの中津支店は二年五ヶ月存続ののち、二十三年十月に大分第二十三国立銀行の中津支店となり、名実ともに地域の銀行の一環に組み込まれたのである。

大分第二十三国立銀行、佐伯第百九国立銀行とも満期まで存続したのに中津第七十八国立銀行だけが何故途中で移転せざるを考えなかつたのか。その理由は天保義社との関係にあつたのではないかとおもわれる。

天保義社は、廃藩置県直後の四年十月旧中津藩士族によって、資本金三万円で設立された銀行類似会社であった。

天保義社は、文化・文政期の御借上⁽²⁾ののち、「藩士ノ困厄ヲ察シ、後年特ニ其償却法ヲ立て、金若干ヲ藩帑（藩金）ヨリ割キテ之ヲ貯へ、藩内ニ貸与」していたもので「後漸ク積テ略金十万両ニ達」していた。この金の一部を原資として設立されたものである。

天保義社は設立後貸金業をおこなつていたが、内部の紛争が絶えなかつた。その理由は、貸金業を続けるよりも、株金を分配して生活難におちつてゐる士族の救済にあてるべし、とするものであつた。このため八年五月「其資本ハ仮令士族ノ共有金ト称スルモ其性質自他ノ会社ト異ナル処アリ豈一時ニ之ヲ分頭配与スルノ理アランヤ」との決議によつて、紛争は解決をみたのである。

このような事情からうかがえるように、士族の救済は「殖産興業」という多少とも時間がかかり、危険負担の大きい事業に取り組むことを容易に許さなかつたのが実状であつた。

体制の激動するときには、失業者同然となつた士族にとつては、毎日をいかに食いつないでゆくかが最大の問題であり、何か事業をおこそぐとするほどの余裕に乏しかつたのではあるまい。

中津第七十八国立銀行の株主数についてみると、当初の三七〇人から、十五年三六二人、十七年三二七人、十八年三一五人十九年三〇一人と減少し、二十年には一一人と著しく減少している。⁽⁵⁾ このように株主数が減少を続け、移転後の二十一年に資

本金五万円の第七十八国立銀行中津支店となつたことはさきにも述べたとおりである。この間株金一〇〇円当たりの純益金（配当）は十五年の一七円五〇銭から、二十年の一四円と、毎年三行中最高の額を維持していた。⁽⁶⁾このことは同行の営業が高利貸し的な金貸業の範囲を出るものでなかつたことの証しあらう。「殖産興業」のためには長期低利の資金こそが供給されなければならないが、そのような運用では、銀行の存続は不可能であった。このように高利資金の貸借関係の相方とも士族であり、それはまた生活資金に消えていったわけである。

中津第七十八国立銀行は大分第一二十三国立銀行同様に金禄公債を原資にしながら、前者では山口広江・菅沼新・中野松三郎などの士族が經營にあたり、後者では幸松雄三郎・中尾義三郎・長野善五郎ら著名な商人達が經營に当たっていたのは、両銀行の消長を暗示している。つまり中津第七十八国立銀行では出資者が同時に經營にあたつていたわけで、果して經營者として必要な手腕力量をそなえていたかは疑問なしとしない。同行設立以後役員人事に変更がなく、その一方で株主数が年を追つて減つていることに問題の所在を見る事ができる。

中津第七十八国立銀行は二十一年に本店の八王子移転によって同行の中津支店となり、翌二十二年七月には株式会社中津銀行が設立された。株主四四四人、資本金三万五〇〇〇円。この銀行は天保義社の後身である。同行は昭和十七年大分合同銀行（現在の大分銀行の前身）に合併するまで四十余年間にわたり、地元銀行としてその役割を果したのである。このような経緯からみると、中津では国立銀行は根をおろすところまでいき、より親近感のある天保義社と、その株式化した中津銀行を考えらんだといえる。

大分第二十三国立銀行の幸松らは出資者でもあつたが、商人としてすでに確固とした地位にあつたから、經營には熟達していたはずである。「当時国立銀行の主脳者は、多く士族出か官僚出身の人のみで、銀行といえば世間ではあたかも御役所の感があった」ときに、商人が金融というサービス業について士族以上に適格性をそなえていたことはいうまでもあるまい。

最後に、国立銀行で大きなウェイトを占めていた官金の取り扱いであるが、これについては為替金の受け込み、振り出しの

うち官公金の割合を算出してみたのが表五である。

この表にみると、三行ともその割合が高く、なかでも大分第二十三国立銀行の割合が最も高い。その上同行は十五年から二十年までの三行為替金総額についてみると、年平均五七ペーセントを占めていた。商人出身の専門家が、低利の官金を運用できたこと、これが大分第二十三国立銀行の基礎をつくりあげたとみることができる。

以上を総括すると、三行とも明治前期にあっては他の銀行類似会社同様、貸金業に終始していたといえるのではないか。

注

- (1) 広池千九郎著 前掲書
(2) 広池千九郎の前掲書によると、文化十一年、同十四年、文政十一年、同十二年、天保十一年、同十三年に多額の借用銀がみえる。
(3) 広池千九郎著 前掲書
(4) 大分県統計書
(5) 矢野竜溪著 前掲書
(6) 大分県統計書
(7) 矢野竜溪著 前掲書

(大分県総務部総務課県史編さん班嘱託)

大分県地方史料叢書(七)

縣 治 略 Ⅲ 〔完結〕

大分県成立期の布告・達を集大成した
地方史研究者必備の書。

本巻は明治八年分を収録する。

(会員一五〇〇円、会員外二〇〇〇円)

発行者 大分県地方史研究会